

令和2年第4回町議会定例会会議の経過 (12月10日)

- 議 長 皆さん、おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。
(午前9時00分)
- 初めに、総務防災課長から発言の申出がありましたので、これを許可いたします。
- 総務防災課長。おはようございます。
申し訳ございません。
議案第77号で、記述に一部誤りがありましたので、この場で修正をお願いいたします。
- 議案第77号、1枚目になります。この下段に、提案理由とあります、この提案理由の2行目、「町長の選挙おける」と記載されているんですが、選挙の次に「に」、「町長の選挙における選挙運動」ということで「に」の1字加筆をお願いいたします。
- 議 長 昨日の常任委員会でも、このような訂正、修正という申出があり、委員会の中でも承知をされておりますので、これは、この申出のとおりとさせていただきますというふうに思います。
- それでは、本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。
- 日程第1、議案第77号、山北町議会議員及び山北町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてを議題といたします。
- なお、本件につきましては、総務環境常任委員会に付託してありますので、総務環境常任委員会の審査報告を委員長より求めます。
- 議席番号1番、瀬戸恵津子総務環境常任委員会委員長。
- 1 番 瀬 戸 おはようございます。
それでは、報告させていただきます。
総務環境常任委員会審査報告書。
令和2年12月9日、午前9時から役場401会議室において、委員7名及び町長、副町長、並びに総務防災課長の出席を得て、総務環境常任委員会を開催し、令和2年12月8日の本会議で当委員会に付託された「議案第77号 山

北町議会議員及び山北町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について」を審査しましたので、その審査過程、並びに結果を報告いたします。

特に、補足説明はなく、直ちに質疑に入りました。

児玉委員。公職選挙法の一部改正から条例制定となるまでの流れを説明願いたい。

総務防災課長。公職選挙法が改正された経緯については、全国的に町村の議会でも多様な人材を幅広い層から確保する必要があるということと、議員の成り手不足問題というこの2つの問題が、以前から全国の町村で出ていたようです。そのため、この課題を解決するため、全国町村議会議長会、それに続いて全国町村会、この2つの団体から国に対し、町村においても選挙公営ができるようにするよう要望を出しました。これに基づいて、国会において公職選挙法の改正について審議をしまして、このたび、お金のかからない選挙の実現、候補者間の選挙運動の機会均等等を図る観点から改正が行われ、選挙公営につきましては、条例で定めればできることとなりました。

改正法の具体的な内容につきましては、1つ目として、町村議会議員選挙及び町村長選挙における選挙公営の拡大ということで、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成、選挙運動用ポスターの作成の公費負担については、条例で定められるようになりました。

2つ目として、町村議会選挙におけるビラ頒布の解禁。これは、町の議会議員選挙でも1候補について1,600枚まで頒布することができるようになりました。

3つ目として、公職選挙法による町村議会議員選挙における供託金制度の導入となっており、今回の法改正により条例で定める必要がある事項については、全て規定させていただきました。

児玉委員。我々地方議会議員の先輩方が以前から声を上げ、議長会、さらに町村会からも国に要望し、法律が改正され、これに基づき我々が条例の審議をするという流れは確認できたが、公費負担については国からの補助があるのか。

総務防災課長。町が100%負担することになります。

瀬戸伸二委員。候補者本人の車を使用した場合は、公費負担となるのか。

総務防災課長。候補者本人の車を使用することは可能ですが、公費負担の対象にはなりません。

瀬戸伸二委員。候補者本人が業者だった場合はどうか。

総務防災課長。これも公費負担にはなりません。

瀬戸伸二委員。第4条第2号ウの運転手の雇用に関する契約というのは、レンタカーで運転手つきという意味か。

総務防災課長。運転手と雇用契約を結べば選挙公営の対象ということで、個別に対応できるということになります。

瀬戸顯弘委員。条例第2条の後段で供託物とあり、供託金のことと思うが、ここではどのような位置づけになっているのか。

総務防災課長。供託物とは供託金のこと、町議会議員選挙の場合は、有効投票の総数を議員の定数で割り、さらにその数を10で割った数まで票が取れなかった場合は、供託金は没収されますので、第2条でも同じ扱いとなります。

瀬戸顯弘委員。供託金が没収となったら、それぞれについて公費の負担はないということでしょうか。

総務防災課長。そのとおりです。

瀬戸委員長。選挙公営に関する近隣の条例の制定状況はどうなっているのか。

総務防災課長。上郡の状況を申し上げますと、山北町以外の4町は、この12月議会において、全員賛成で可決されたと聞いております。

参考までに、全国町村議会議長会で本年10月1日に調査を行っており、全国926町村のうち、既に制定している町村が102、制定予定の町村が653、その他は検討中となっております。

冨田委員。第7条及び第10条で、作成を業とする者との間において有償契約を締結し、となっているが、この「業とする者」とは専門の業者なのか、例えば、セミプロのような個人が業としてやられている場合も対象となるのか。

総務防災課長。手続として、まず業者と有償契約を締結していただきます。

この手続きができるものが対象ということになります。

富田委員。支払いのやり取りは候補者と町ではなく、業者と町ということでよいか。

総務防災課長。契約は候補者と業者ですが、支払いにつきましては業者と町となります。

富田委員。契約はあらかじめ決められた様式を使用するのか。

総務防災課長。選挙管理委員会や町に提出する書類作成については、選挙管理委員会で規定していきますが、契約書については特に定めはありません。ただし、契約の内容をある程度明確にさせていただくほうがよいと考えています。

瀬戸顯弘委員。様々な様式の契約書が提出され、結果として確認も難しくなるなど、不都合が起こってくると思う。県では様式を作成していると思うので、参考に作成したほうがよいと思うが。

総務防災課長。県に問合せをし、様式があればそれを参考に作成し、選挙の際には皆様に御提供したいと思います。

堀口委員。万が一、この条例が通らなかった場合は、これまでどおりということによいか。

総務防災課長。そのとおりですが、供託金につきましては公職選挙法で定められていることですので、納めていただくこととなります。

児玉委員。我々から声を上げ、それを全国町村議会議長会から国に挙げた話を否決することはあまり考えられないと思うが。今までどおりでやりたければ、個人として公費負担を求めずこれまでどおりやればよい。これまでの流れをしっかりと理解する必要があるのではないか。

富田委員。第4条第2号イの規定であるが、燃料に関しては、契約は必要なのか。

総務防災課長。業者と有償契約していただくこととなります。

富田委員。電気自動車を使用した場合はどうなるのか。

総務防災課長。ガソリン車、またはディーゼル車の使用で制度設計していますが、今後は電気自動車の使用も考えられますので、契約ができれば対象になると考えます。

自動車は公費負担になれば、今後は自動車の使用が前提になるが、燃料が電気であれば、すみません。私、富田委員と申し上げなかったかと思えます。富田委員の発言です。自動車は公費負担になれば、今後は自動車の使用が前提になるが、燃料が電気であれば選挙活動自体もエコになる。町内では道の駅と契約が結べれば対象になるということでしょうか。

総務防災課長。業者と契約が結べれば可能となります。

山崎副委員長。公費負担については、予算計上についてはどのように考えているのか。

総務防災課長。選挙の執行に係る予算につきましては、限度額で予算計上していくことを想定しています。

山崎副委員長。立候補するためには事前にビラやポスターを準備すると思うが、無投票になった場合の公費負担の取扱いはどうなるのか。

総務防災課長。選挙運動用ビラとポスターは上限までが公費負担の対象となります。自動車については、上限は5日までとなっていますが、無投票の場合は、告示日の1日分までとなります。

瀬戸委員長。ビラを新聞折り込みで頒布した場合の折り込み料の取扱いは。

総務防災課長。ビラにおける公費負担の対象はあくまでも作成にかかる費用となりますので、頒布に係る費用は対象となりません。

瀬戸顯弘委員。ビラの表現や配布方法などについて、どのような制約があるのか。

総務防災課長。ビラについては、大きさが定められています。記載の内容については、犯罪を誘発するような記載、不法行為となる記載は禁じられています。頒布方法については、新聞折り込み、当該候補者の選挙事務所、個人演説会の会場内、街頭演説の場所の4つに限られていますので御注意いただきたいと思えます。

瀬戸顯弘委員。例えば、知り合いの商店に置いて配ってもらうというようなことはできないということでしょうか。

総務防災課長。そのとおりです。

以上で質疑を終了し、「議案第77号 山北町議会議員及び山北町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について」は、全員賛成で

了承されました。

以上をもちまして、総務環境常任委員会に付託されました議案第77号に係る審議結果についての報告を終了といたします。

以上でございます。

議 長 付託議案に対する常任委員会の審査報告が終わりましたので、議案第77号について質疑に入ります。

なお、委員長報告に対する質疑は、審査の経過と結果に対する質疑にとどめて、付託議案の審査に対し、提出者に審議することはできませんので御承知おきをお願いしたいと思います。

それでは、質疑のある方はどうぞ。

8番、清水明議員。

8 番 清 水 8番、清水でございます。

ただいまの報告を聞きまして、数多くの先輩方が取り組んでいただいて、より立候補しやすくなったということで非常に評価をしたいと思います。

ただ、1つ、会議の中で、かなりの金額になります。

それで、それが全て町から、町からという言い方はあれですけど、町のお金が使われるということで、これに対して町の人はどう考えるというような懸念については審議の中では出なかったでしょうか。

議 長 瀬戸恵津子委員長。

1 番 瀬 戸 その点については、条例の審査でございますのでいたしませんでした。

議 長 清水議員、よろしいですか。

8 番 清 水 はい。

議 長 ほかに質疑のある方はどうぞ。

質疑が終わりましたので、討論を行います。討論はありますか。

討論なしと認めます。

討論がないので、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、議案第77号を採決いたします。議案に賛成者は起立願います。

(全員起立)

- 議長 起立全員。よって議案第 77 号は原案どおり可決されました。
- 日程第 2、南足柄市外五ヶ市町組合議会議員の選挙についてを議題といたします。
- 事務局長から説明をお願いいたします。
- 事務局長。
- 事務局長 それでは、南足柄市外五ヶ市町組合の議会議員の選挙について御説明申し上げます。
- 本選挙につきましては、南足柄市外五ヶ市町組合長から令和 2 年 7 月 29 日付で、組合議会議員の任期が令和 3 年 2 月 19 日をもって満了となりますので、組合規約第 5 条の規定により選挙を行い、後任者を選出することの依頼がございました。
- このため、山北町選出の組合議会議員の 1 名の選挙を行うものでございます。
- 任期は、令和 3 年 2 月 20 日から令和 7 年 2 月 19 日までの 4 年間でございます。
- なお、本件は、先例に倣い、地元の湯坂自治会から 1 名を推薦候補者として選出していただいております。
- それでは、お手元の資料を御覧ください。
- 南足柄市外五ヶ市町組合議会議員の選挙について、南足柄市外五ヶ市町組合議員の任期が令和 3 年 2 月 19 日をもって満了となるため、同組合規約第 5 条第 2 項の規定により、次のとおり選挙する。
- 1、組合議会議員、1 人。
 - 2、任期、令和 3 年 2 月 20 日より令和 7 年 2 月 19 日。
- 山北町選出の組合議会議員の推薦候補者。氏名、深野市郎。住所、山北町岸 2736 番地。生年月日、昭和 25 年 6 月 12 日。職業、農業。
- 以上でございます。
- 議長 説明が終わりましたので、お諮りいたします。
- 選挙の方法につきましては、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選としたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。
お諮りいたします。
指名の方法につきましては、議長が指名するをしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないようなので、議長が指名することに決定いたしました。
南足柄市外五ヶ市町組合議会議員には、湯坂自治会の推薦する候補者の深野市郎さんを指名いたします。
お諮りいたします。
ただいま議長が指名した方を南足柄市外五ヶ市町組合議会議員の当選人と定めることに、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議がないので、南足柄市外五ヶ市町組合議会議員は、深野市郎さんを当選人と決定いたしました。
日程第3、議員派遣の件についてを議題といたします。
お諮りいたします。
この件につきましては、議会閉会中の調査活動として、別紙のとおり、議員を派遣することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、別紙のとおり、議員を派遣することといたします。
なお、閉会中変更があった場合は、議長にお任せ願いたいと思います。
日程第4、閉会中の継続調査申出書についてを議題といたします。
議会運営委員長、総務環境常任委員長及び福祉教育常任委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しましたとおり、閉会中の継続調査申出書が提出されております。
お諮りいたします。
委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査をすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議

長 御異議がないので、議会運営委員長、総務環境常任委員長及び福祉教育常任委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査をすることに決定いたしました。

以上をもちまして、全日程を終了いたしましたので、令和2年第4回山北町議会定例会を閉会いたします。

それでは、9時40分より全員協議会を開催いたしますので、401会議室にお集まりください。

以上です。

(午前9時22分)